

令和3年度環境省大臣官房環境計画課委託

令和3年度「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システムの
プロジェクト管理支援及び政策的助言等」に係る委託業務

令和3年度地方公共団体における 地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査 調査結果報告書

令和4年3月

株式会社 野村総合研究所

目次

第1章 調査の概要	1
1. 調査の目的	1
2. 調査の方法	1
3. 調査対象	2
4. 調査内容	3
5. 回答状況	3
6. 分析結果についての留意点	3
7. 本報告書の構成	4
(1) 調査結果のPDCAサイクルに沿った分類	4
(2) その他地球温暖化対策に関する事項に関する分析	5
8. 調査結果サマリ	6
(1) 事務事業編	6
(2) 区域施策編	9
第2章 施行状況調査詳細	13
1. 基礎情報	13
(1) 団体区分 <Q0-1>	13
(2) 団体内の体制 <Q0-2>	14
(3) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況 <Q0-3>	19
(4) 一部事務組合及び広域連合の事務内容<Q0-4>	26
(5) 脱炭素の人材確保・育成に向けた取組 <Q0-5>	29
2. 事務事業に関する事項	33
(1) 実行計画（事務事業編）の策定・改定状況 <Q1-1>	33
(2) 実行計画（事務事業編）の目標設定と対象 <Q1-2>	65
(3) 実行計画（事務事業編）の進行管理の仕組み <Q1-3>	82
(4) 事務事業に関する再生可能エネルギーの導入の取組状況 <Q1-4>	88
(5) 事務事業に関する吸収源対策の取組状況 <Q1-5>	147
(6) 実行計画（事務事業編）の点検の実施状況等 <Q1-6>	156
(7) 地方公共団体が講ずべき措置「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの <Q1-7>	175
(8) 地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象としている施設 <Q1-8>	177
3. 区域施策に関する事項	187
(1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 <Q2-1>	187
(2) 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象 <Q2-2>	216

(3)	実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み <Q2-3>	327
(4)	区域施策に関する吸収源対策の取組状況 <Q2-4>.....	331
(5)	区域に関する脱炭素化に資する措置の取組状況<Q2-5>	333
(6)	地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り 組んでいるもの <Q2-6>.....	354
(7)	実行計画（区域施策編）の点検の実施状況 <Q2-7>.....	356
4.	その他地球温暖化対策に関する事項	372
(1)	現在実施している地域の地球温暖化対策・施策 <Q3-1>.....	372
(2)	気候変動適応に関する取組状況 <Q3-2>	378
(3)	国際イニシアチブへの参加状況 <Q3-3>	400
(4)	ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用状況 <Q3-4>	404
5.	意見・要望	405
(1)	環境省に対する意見、要望 <Q4-1>	405
	参考資料	408

はじめに

令和 3 年 6 月 2 日に「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（以下、「改正地球温暖化対策推進法」という。）が公布され、2050 年カーボンニュートラル宣言が基本理念として位置付けられることとなった。また、これに伴い改訂された「地球温暖化対策計画」（令和 3 年 10 月 22 日、閣議決定）において、我が国の中期目標として、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを掲げており、平成 28 年 5 月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」における中期目標（2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 26%削減）から大きく引き上げられている。そのうち、地方公共団体の公共施設を含む「業務その他部門」については、2030 年度に 2013 年度比で 51%削減という目標が掲げられている。

改正地球温暖化対策推進法の中で地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置として、都道府県、市町村及び地方公共団体の組合に策定と公表が義務付けられている「地方公共団体実行計画事務事業編」（以下「事務事業編」という。）並びに、その地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として、都道府県、政令指定都市、中核市及び施行時特例市に策定するよう義務づけられ、その他の市町村に対しても、策定を努力義務としている「地方公共団体実行計画区域施策編」（以下「区域施策編」という。）を策定し、実施することとしている。

また、改正地球温暖化対策推進法において、地方公共団体実行計画にて施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業（地域脱炭素化促進事業）に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとされており、地域の脱炭素化に向けた実行計画の実効性向上が求められている。このため、環境省では、「地方公共団体実行計画（事務事業編）」、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の策定状況等を毎年度調査しており、今般、令和 3 年 10 月 1 日現在の調査結果を取りまとめた。

第1章 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、地方公共団体における地方公共団体実行計画の策定及び計画内容の高度化等の促進を図るため、地球温暖化対策推進法の施行状況の実態を把握するものである。具体的には、地方公共団体実行計画の策定状況、計画策定上の課題、計画の推進体制、地球温暖化対策・施策の実施状況等の調査・分析を行い、その結果を地方公共団体等に活用可能な形で提供することを目的としている。

2. 調査の方法

地方公共団体実行計画の策定状況等を調査する方法として、アンケート形式による調査を行った。

調査は、昨年度行った事前登録は廃止し、本調査に一本化して実施した。回答にあたっては、「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）」を使用した。LAPSS による回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

調査の実施期間、調査票の配布・回収方法は以下のとおり。

- 実施期間

2021 年 10 月 1 日から 2022 年 1 月 31 日まで

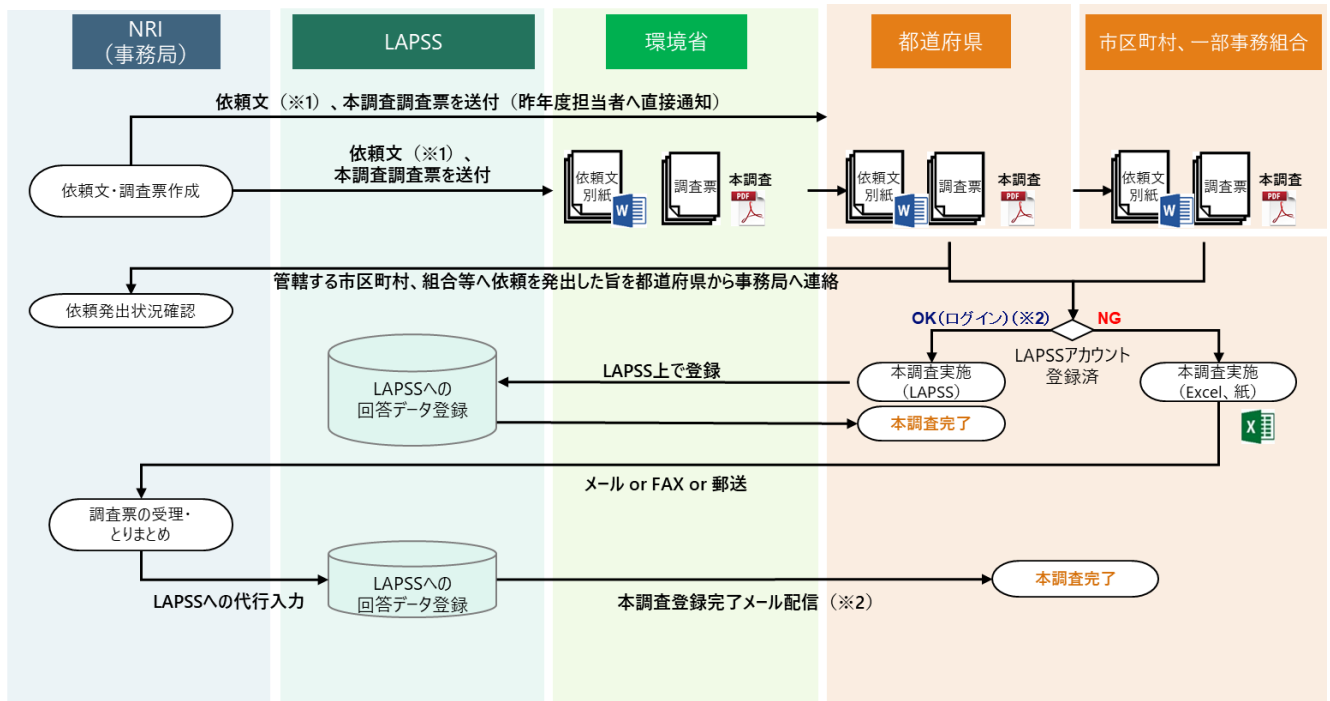
- 配布方法

環境省地方環境事務所を通して、地方公共団体へ依頼文・Microsoft Excel ファイル調査票等を配布した。市区町村及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）へは都道府県を經由して配布した。あわせて、調査回答前に入力いただいた各団体のメールアドレスに対し、調査事務局から各団体への調査開始通知も発出した。LAPSS を使用できない団体については、電子メール又は郵送による調査票の配布を行った。

- 回収方法

LAPSS により回収した。LAPSS による回答ができない団体については、電子メール又は郵送により調査票を回収した。

図表 1 調査フロー



※1...依頼状の中で、今年度使用する各団体のLAPSSパスワードも通知

※2...LAPSSのログインIDを把握していない団体については、事務局に問い合わせてもらい、事務局から該当団体のID（メールアドレス）を通知

3. 調査対象

都道府県及び市区町村 1,788 団体及び地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合） 1,524 団体の合計 3,312 団体を調査の対象とした。

図表 2 都道府県及び市区町村の団体区分ごと対象団体数一覧

団体区分	対象団体数
都道府県	47
政令指定都市	20
中核市	62
施行時特例市	23
上記以外の市区町村 ¹	1,636
合計	1,788

¹ 本報告書では、政令指定都市・中核市・施行時特例市の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が大きい市」、政令指定都市・中核市・施行時特例市に該当しない市区町村の総体を指す場合には「施行時特例市より人口規模が小さい市区町村」と表記している。なお、厳密には、中核市や施行時特例市には該当しないが、それと同等規模の団体も存在する点に留意する必要がある。また、市区町村を「基礎自治体」と表記している。

地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）は、「全国地方公共団体コード」の「一部事務組合等コード」（令和 3 年 10 月 1 日現在）に記載されている 1,524 団体（同じ団体名称で「普通会計分」と「事業会計分」に分かれている団体については、一団体一回答とするため「事業会計分」を除いている。）を対象とした。

4. 調査内容

以下の 5 項目に関する設問を設定し、都道府県及び市区町村については次の①～⑤の 5 項目、地方公共団体の組合（一部事務組合及び広域連合）については次の①、②及び⑤の 3 項目について調査を行った。

- ① 基礎情報
- ② 事務事業に関する事項
- ③ 区域施策に関する事項
- ④ その他の地球温暖化対策に関する事項
- ⑤ 意見・要望

このため、基本的に①②⑤は全ての団体を対象としている一方、③④は都道府県及び市区町村のみを対象としている。ただし、設問の内容によっては、実行計画の策定団体のみを対象とするなど、設問に応じて母集団が異なっている点に留意されたい。

5. 回答状況

施行状況調査では、調査対象 3,312 団体のうち 3,298 団体（回答率 99.6%）から回答を得た。都道府県及び市区町村については全 1,788 団体から回答を得た。うち、LAPSS による回答ができず、電子メール又は郵送により調査票を回収した団体数は 20 団体（電子メール：15 団体、郵送：5 団体）。

6. 分析結果についての留意点

- 本調査結果の図表は、回答数又は団体数の構成比及び割合（百分率）で表すこととした。
- なお、設問ごとに回答対象団体が異なる、もしくは記入漏れ等による未回答団体があるため、設問によって回答団体数が異なる点留意されたい。
- 構成比及び割合は、小数点第 2 位以下を四捨五入し、小数点第 1 位までの値で表記しているため、全ての値の合計が 100%にならないことがある。
- 人口規模については、住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和 3 年 1 月 1 日現在）を参照した。

7. 本報告書の構成

本報告書（本編）では、「令和3年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」の全設問の調査結果を掲載している。本編では、事務事業編及び区域施策編のPDCAサイクルにおける取組、課題の実態やその他地球温暖化対策に関する取組実態に係る詳細について整理することを目的としており、第2章以降でその調査結果を掲載している。

なお、**報告書（概要版）**では、事務事業編及び区域施策編のPDCAサイクルにおける取組内容や各団体が抱える課題傾向を簡潔に整理し、今後必要となる支援策を検討することを目的に、特に「令和3年度地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査」設問の中でも、PDCAサイクル推進のポイントとなる設問、また今後の政府支援策の検討に資する設問に係る調査結果概要を掲載している。各団体の取組及びPDCAサイクル推進における課題概要については概要版を参照されたい。

（1）調査結果のPDCAサイクルに沿った分類

地方公共団体実行計画の事務事業編及び区域施策編はPDCAサイクルを基に推進されていることから、本調査の結果についても事務事業編と区域施策編に分け、それぞれをPDCAサイクルに沿った形で概要を示す。

図表 3 PDCAサイクルに沿った分類

	事務事業編	区域施策編
Plan	・ 策定・改定状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 共同策定の検討状況	・ 策定・改定状況 ・ 未策定又は未改定の理由 ・ 排出量の算定で困難だったこと ・ 策定、改定過程で困難だったこと ・ 共同策定の検討状況 ・ 直近の目標設定の有無
Do	・ 実施・進行管理を円滑に行うための取組 ・ 再生可能エネルギー導入状況（再エネ由来電力メニュー調達、再エネ設備導入、ZEB、公用車の次世代自動車導入） ・ 吸収源対策の取組状況	・ 他計画との調和・連携又は統合の状況 ・ 各種対策・施策の実施状況（再エネ導入促進区域設定、地域エネルギー事業、区域の再エネ導入促進、地域住民の参画） ・ 現在最も力を入れている地域の地球温暖化対策・施策
Check・Act	・ 実施状況に関する点検のタイミング ・ 点検の対象 ・ 推進過程で困っていること ・ 点検結果・評価の公表方法 ・ 直近の進捗状況に係る評価	・ 策定後の排出量の算定や対策・施策効果の把握の状況 ・ 進捗評価結果の公表方法 ・ 進捗評価結果に係る評価、順調・困難な要因 ・ 推進過程で困っていること

（２）その他地球温暖化対策に関する事項に関する分析

気候変動適応や国際イニシアチブへの参加状況、ふるさと納税の返礼品としての地域再エネ活用に関する取組状況について概要を記述する。

8. 調査結果サマリ

(1) 事務事業編

令和3年10月1日時点の実行計画（事務事業編）策定済団体は2,186団体。
（全体の66.3%）

※実行計画の期間経過団体も“策定済”団体としてカウント

図表 4 令和3年10月1日現在の実行計画（事務事業編）の策定状況

団体区分	策定済団体数	策定率	回答団体数
都道府県	47	100%	47
政令指定都市	20	100%	20
中核市	62	100%	62
施行時特例市	23	100%	23
その他人口10万人以上の市区町村	179	99.4%	180
人口3万人以上10万人未満の市区町村	473	97.7%	484
人口1万人以上3万人未満の市町村	405	90.0%	450
人口1万人未満の市町村	396	75.9%	522
その他市区町村計（政令指定都市、中核市、施行時特例市除く）	1,453	88.8%	1,636
計（地方公共団体の組合除く）	1,605	89.8%	1,788
地方公共団体の組合	581	38.5%	1,510
計	2,186	66.3%	3,298

また、実行計画（事務事業編）のPDCAサイクルに沿った調査結果サマリを以下に示す。

図表 5 調査結果サマリ（事務事業編）

策定・管理 プロセス	調査結果サマリ
Plan	・ 実行計画（事務事業編）策定済団体数は 2,186 団体（昨年度調査での 2,166 団体から 20 団体増加）。 ・ 未策定・未改定団体における主な課題は“人員不足”、“専門知識不足”、“措置実施に係る予算不足”となっており、これらに係る支援ニーズも高い。人員不足については、特に小規模団体において計画を策定・改定するための人員が不足しており、計画策定業務に手が回らない等の現状が想定され、雛型提供等による計画策定業務の簡素化支援が求められている。 ・ 小規模団体や組合においては、担当者異動等により知見を有数する職員が不在で、実行計画策定に向けた基礎知識が不足していると想定され、参考となる同規模団体の策定事例（や共同策定事例）にアクセスできない等の課題が確認されている。
Do	・ 公共施設における太陽光発電設備導入施設数割合は 5.6%。太陽光発電設備導入に係る課題について、中核市以上の大規模団体においては、施設管理者や住民からの理解、施設の建替・廃止予定、屋上の既存障害物等“事業実施段階”における課題が、小規模団体においては施設建替予定に加え、法令対応等“事業の検討段階”における課題が確認される。 ・ 全公共施設における電気使用量は 20,894GWh。うち再生可能エネルギー設備による発電量は 3,420GWh*（全電気使用量の 16.4%に相当）。公共施設における再生可能エネルギー設備容量は 4,660MW（うち太陽光発電設備が 556MW）。 ・ 事務事業編策定団体において、計画内で再生可能エネルギー導入目標（設備導入施設数、設備容量及び発電量等）を設定している団体は 2.4%に留まる。現時点では設定していないが、今後設定予定としている団体は 15.8%。 ・ 再エネ由来電力メニューを契約している公共施設を有する団体は 260 団体（全体の 11.9%）。再エネ由来電力メニューの契約に切り替えたことで、調達価格が上がった契約を有する団体は一部にとどまる。調達価格が上がる契約が少ない理由として、会計課から契約を認められないといったケースも想定

策定・管理 プロセス	調査結果サマリ
	される。 ・ 一般公用車における「次世代自動車」導入割合は 8.1%。主な内訳としてハイブリッド自動車（HV）が 5.6%、電気自動車（EV）が 1.2%、クリーンディーゼル車が 0.5%となっている。公用車 EV の調達方法については、台数ベースで 57.4%が購入、31.8%がリース契約の活用となっており、初期費用負担の大きい EV、FCV の導入に向けてはリース契約の活用が一定数確認される。また、次世代自動車導入に係る目標設定に至っている団体は全体の 4.5%に留まっている。
Check/Act	・ 事務事業編を策定済みの団体における事務事業編の実施状況について、毎年一回以上の点検を実施している団体は 63.2%。未点検団体も 24.9%確認される。 ・ 実行計画推進過程における課題は、「人員が不足している。」、「地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している」、「温室効果ガス排出量の算定に必要な一次情報（電気使用量、燃料使用量など）の集計に手間・時間がかかる」、「財源が不足している」、「措置の効果の見積もりや評価が難しい」と続く。

（２）区域施策編

令和３年１０月１日時点の実行計画（区域施策編）策定済団体は 577 団体。
（全体の 32.3%）

※実行計画の期間経過団体も“策定済”団体としてカウント

図表 6 令和３年１０月１日現在の実行計画（区域施策編）の策定状況

団体区分	策定済団体数	策定率	回答団体数
都道府県	47	100%	47
政令指定都市	20	100%	20
中核市	62	100%	62
施行時特例市	23	100%	23
その他人口 10 万人以上の市区町村	120	66.7%	180
人口 3 万人以上 10 万人未満の市区町村	170	35.1%	484
人口 1 万人以上 3 万人未満の市町村	69	15.3%	450
人口 1 万人未満の市町村	66	12.6%	522
その他市区町村計（政令指定都市、中核市、施行時特例市除く）	425	26.0%	1,636
計	577	32.3%	1,788

また、実行計画（区域施策編）の PDCA サイクルに沿った調査結果サマリを以下に示す。

図表 7 調査結果サマリ（区域施策編）

策定・管理 プロセス	調査結果サマリ
Plan	・ 実行計画（区域施策編）策定済団体数は 577 団体。 ・ 未策定・未改定団体における主な課題は” 人員不足 “、” 地球温暖化対策に関する専門的知識不足 ” に加え、” 計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しい ”、” 対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい ”、” 最新の技術情報や知見が不足している ”、となっており、これらに係る支援ニーズも高い。 ・ 計画策定済団体における、策定・改定過程における課題は「対策・施策の検討」、「対策・施策の削減効果の試算」、「削減目標の設定」が多く挙げられている。 ・ 実行計画（区域施策編）において再エネ導入量目標を設定している団体は 17.8%。
Do	・ 区域施策編策定団体のうち、CO2 排出量削減目標や再エネ導入量目標の設定や施策検討に自治体排出量カルテを活用している団体は 149 団体（区域施策編策定済団体の 26.1%）。カルテ未活用団体における理由は、特に施行時特例市以上の大規模団体では団体独自で情報収集を行っているため、小規模団体では、カルテの存在および掲載内容を把握していないことが未活用の理由となっている。 ・ 再生可能エネルギーの導入等を促進する区域（促進区域）の設定が完了している団体と検討中の団体は、44 団体（区域施策編策定済団体の 7.7%）で、約 6 割の団体では促進区域の検討段階に至っていない。促進区域検討に向けた課題は、「地域の再エネ導入ポテンシャルがわからない」、「住民その他の利害関係者や関係地方公共団体との合意形成が取れない」、「区域の設定に関する環境保全、環境配慮基準がわからない」が多い。 ・ 区域の再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに向けて実施している取組として、「個人・家庭に対する再生可能エネルギー導入のための自治体独自の補助金制度」、「国民運動の推進」、「事業者における再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度」、「ゼロカーボンドライブの推進」が多く挙げられた。 ・ 区域施策編策定済団体のうち、管内の住民又は企業に対する

策定・管理 プロセス	調査結果サマリ
	EV/PHEV/FCV または充電設備等の導入支援実施団体割合は、EV で 14.7%、FCV で 12.4%、PHEV で 8.9%。
Check/Act	・ 区域施策編を策定済みの団体における温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握状況について、施行時特例市以上の大規模団体では 90%以上が毎年一回以上の点検を実施しているが、小規模団体（人口 3 万人未満）では 20%未満に留まる。 ・ 実行計画推進過程における課題を地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や人口 10 万人以上の大規模団体では「対策・施策の効果の見積や評価が難しい」、人口 10 万人未満の小規模団体では「人員が不足している。」と回答した団体が多い。

第2章 施行状況調査詳細

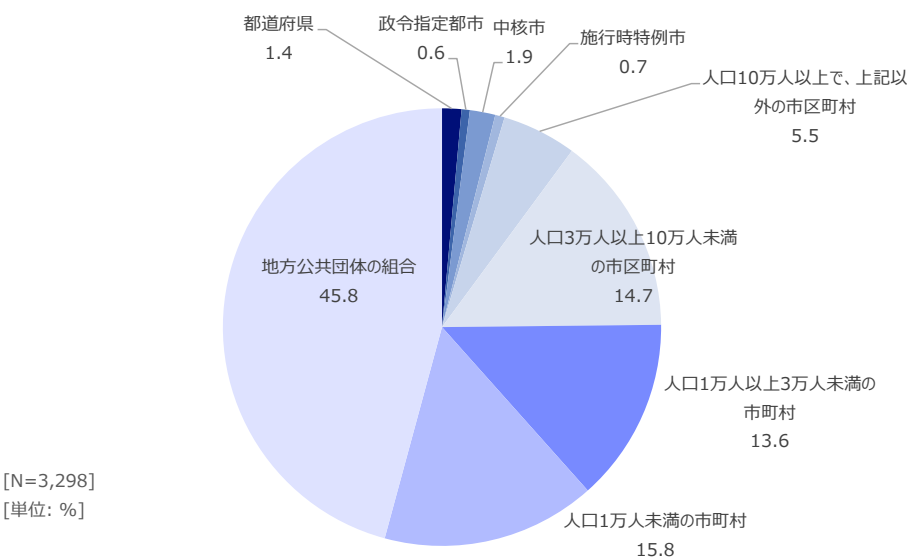
1. 基礎情報

(1) 団体区分 <Q0-1>

1) 地方公共団体の区分

本調査に回答した地方公共団体の構成は、都道府県・市区町村が 1,788 団体、地方公共団体の組合が 1,510 団体。

図表 8 地方公共団体の区分



	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	地方公共団体の組合	合計
団体数	47	20	62	23	181	486	448	521	1,510	3,298
比率 (%)	1.4	0.6	1.9	0.7	5.5	14.7	13.6	15.8	45.8	

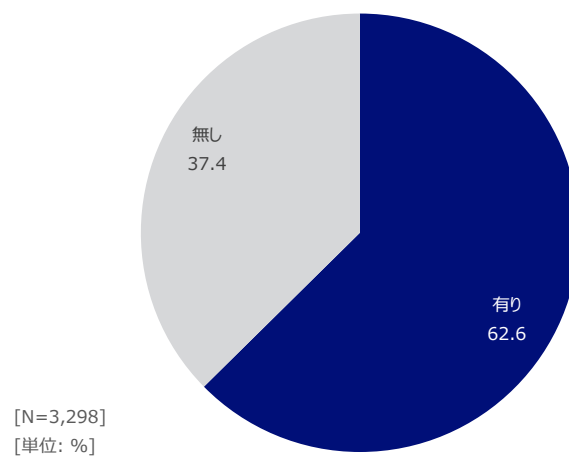
（２）団体内の体制 <Q0-2>

１）地球温暖化対策を担当する部（局）課系の有無 <Q0-2(1)>

回答団体全体では、地球温暖化対策を担当する部（局）課係が有る団体が全体の 62.6%となっている（基礎自治体においては 92.1%）。

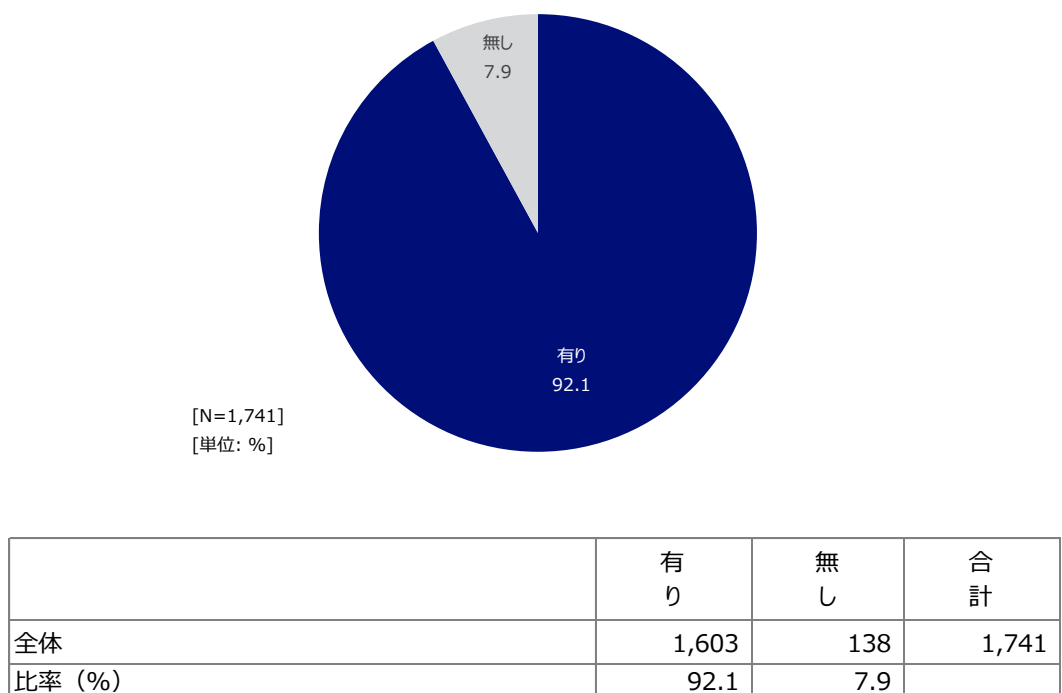
地方公共団体の区分別に見ると、地方公共団体の組合の 72.5%、人口 1 万人未満の市町村の 19.2%においては、地球温暖化対策を担当する部署が存在しない。

図表 9 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の有無

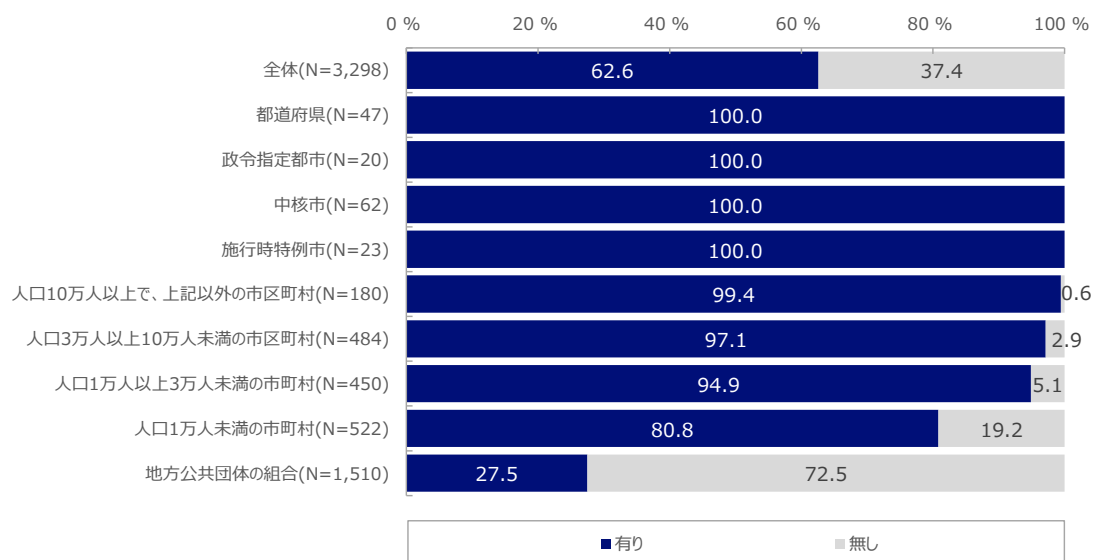


	有 り	無 し	合 計
全体	2,065	1,233	3,298
比率 (%)	62.6	37.4	

図表 10 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の有無【基礎自治体】



図表 11 地球温暖化対策を担当する部（局）課系の有無【団体区分別】

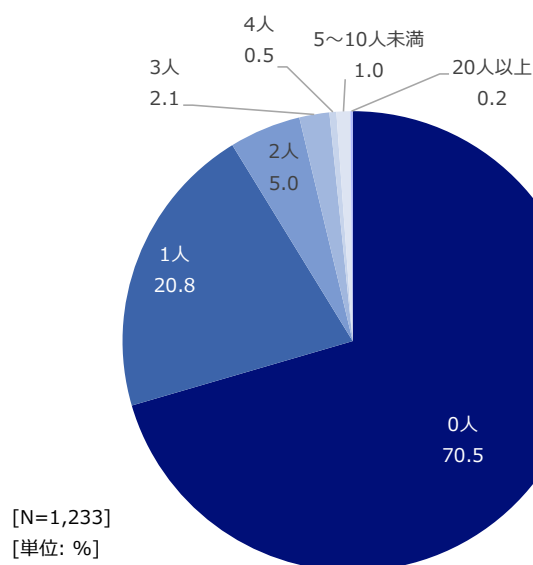


		有 り	無 し	合 計
回答数	全体	2,065	1,233	3,298
	都道府県	47	0	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	62	0	62
	施行時特例市	23	0	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	179	1	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	470	14	484
	人口1万人以上3万人未満の市町村	427	23	450
	人口1万人未満の市町村	422	100	522
	地方公共団体の組合	415	1,095	1,510
比率 (%)	全体(N=3,298)	62.6	37.4	
	都道府県(N=47)	100.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=62)	100.0	0.0	
	施行時特例市(N=23)	100.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	99.4	0.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	97.1	2.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=450)	94.9	5.1	
	人口1万人未満の市町村(N=522)	80.8	19.2	
	地方公共団体の組合(N=1,510)	27.5	72.5	

2) 地球温暖化対策を担当する職員数 <Q0-2(2)>

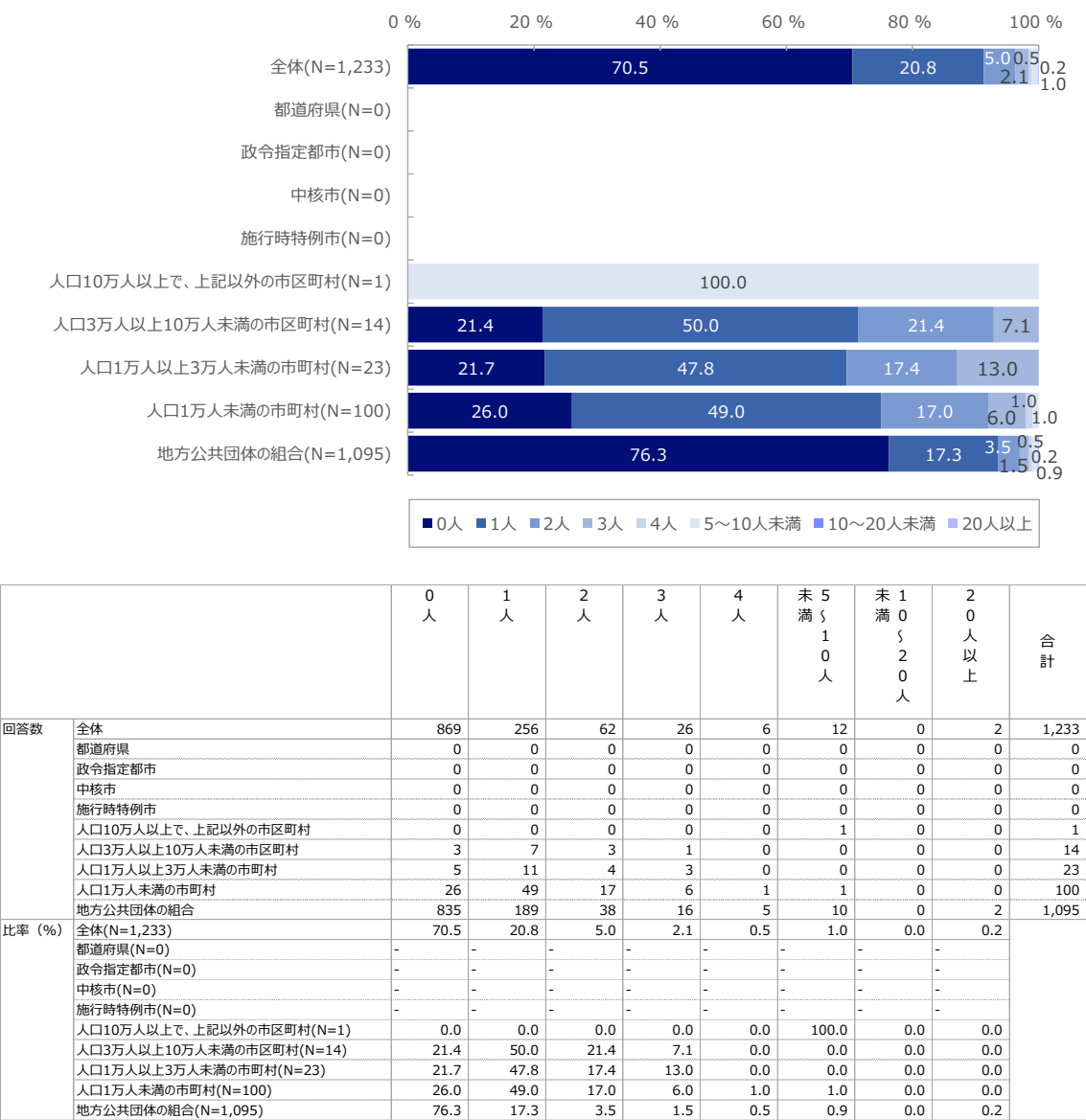
地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体の中では、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数が「0人」である団体が70.5%に上る。

図表 12 地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数
＜地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体＞



地球温暖化対策を担当する部署がない団体の中では、特に組合において、地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数が「0人」の団体が76.3%に上る。

図表 13 地球温暖化対策に関する業務を実際に担当する職員数
 <地球温暖化対策を担当する部（局）課係がない団体>【団体区分別】



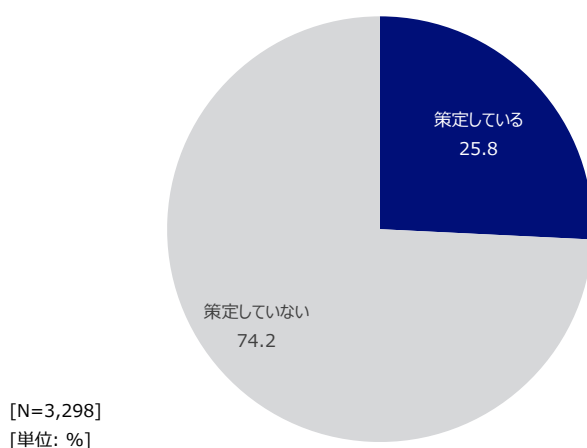
（３）地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況

<Q0-3>

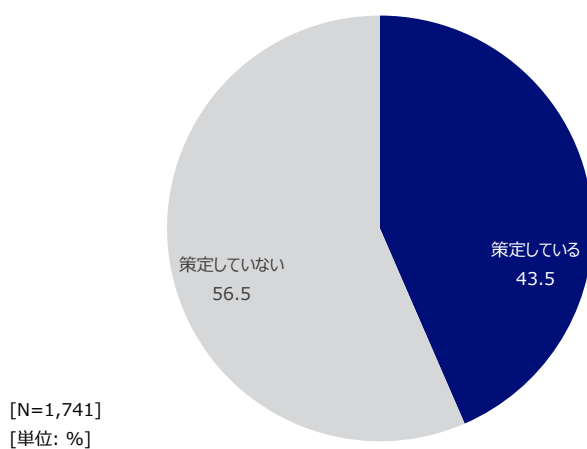
１）地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況 <Q0-3(1)>

地球温暖化対策の推進等を目的とする条例を制定している団体は、回答団体全体の 25.8%である（基礎自治体においては 43.5%）。

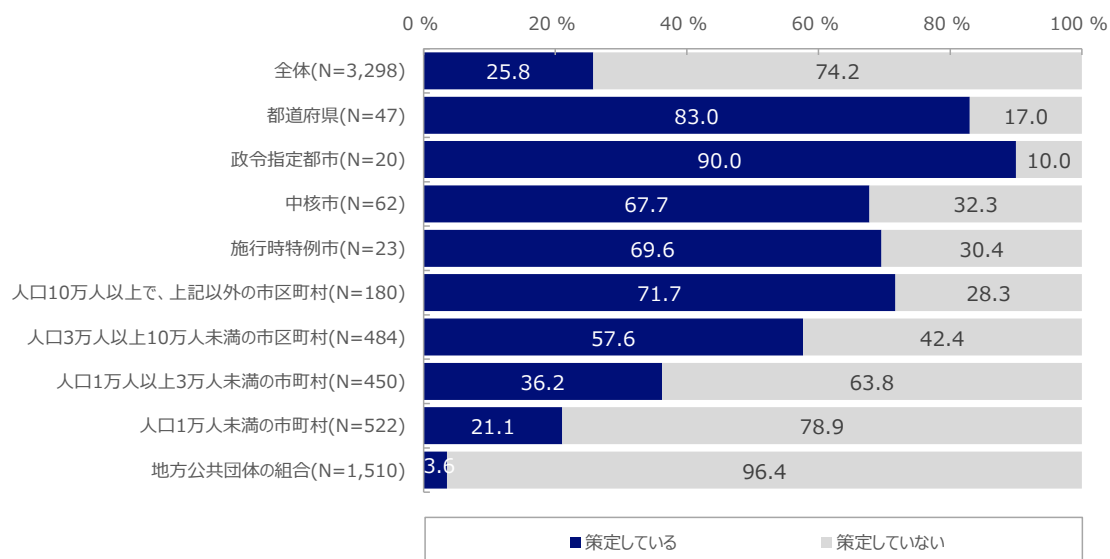
図表 14 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況



図表 15 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況
【基礎自治体】



図表 16 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定状況
【団体区分別】

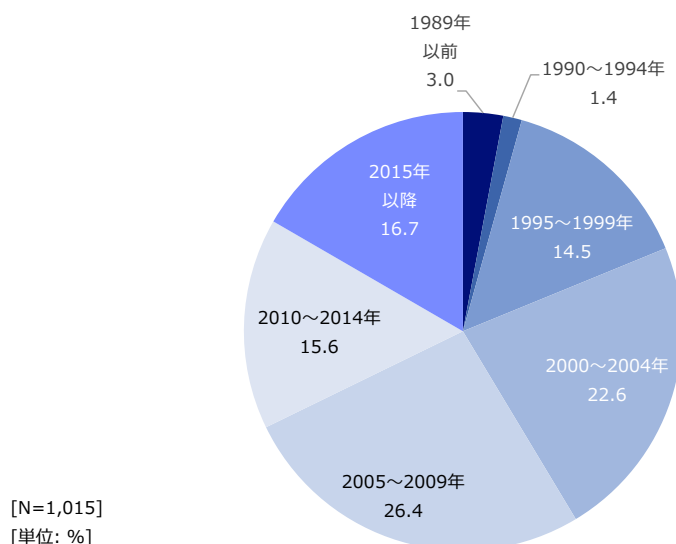


		策 定 し て	策 定 し て い な い	合 計
回答数	全体	850	2,448	3,298
	都道府県	39	8	47
	政令指定都市	18	2	20
	中核市	42	20	62
	施行時特例市	16	7	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	129	51	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	279	205	484
	人口1万人以上3万人未満の市町村	163	287	450
	人口1万人未満の市町村	110	412	522
	地方公共団体の組合	54	1,456	1,510
比率 (%)	全体(N=3,298)	25.8	74.2	
	都道府県(N=47)	83.0	17.0	
	政令指定都市(N=20)	90.0	10.0	
	中核市(N=62)	67.7	32.3	
	施行時特例市(N=23)	69.6	30.4	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	71.7	28.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	57.6	42.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=450)	36.2	63.8	
	人口1万人未満の市町村(N=522)	21.1	78.9	
	地方公共団体の組合(N=1,510)	3.6	96.4	

2) 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年・目的 <Q0-3(1)>

地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年は、「2005～2009 年」(26.4%)、次いで「2000～2004 年」(22.6%)、「2010～2014 年」(15.6%)となっている。

図表 17 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の制定年

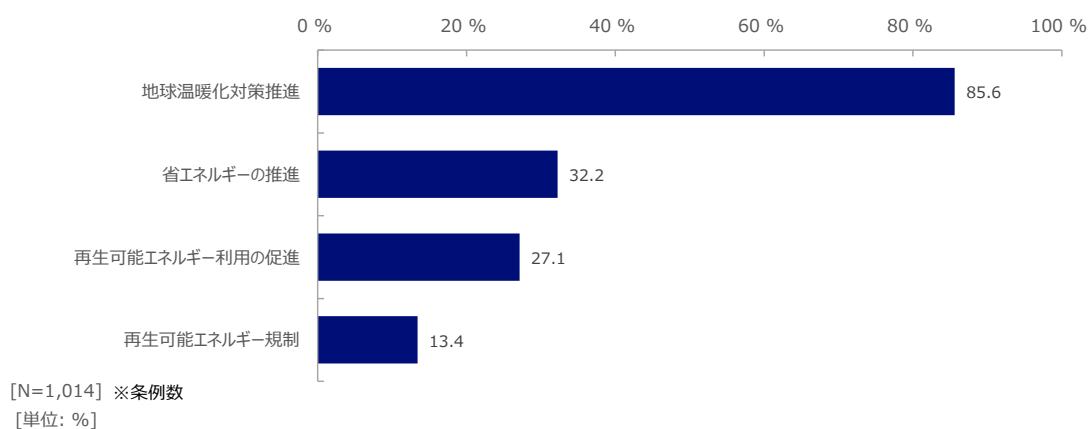


注) 1つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなく、のべ条例数に占める割合である。

	1989年 以前	1990～1994 年	1995～1999 年	2000～2004 年	2005～2009 年	2010～2014 年	2015年 以降	合計
全体	30	14	147	229	268	158	169	1,015
比率 (%)	3.0	1.4	14.5	22.6	26.4	15.6	16.7	

条例の目的は、「地球温暖化対策推進」(85.6%)が最も多く、「省エネルギーの推進」(32.2%)、「再生可能エネルギー利用の促進」(27.1%)と続く。

図表 18 地球温暖化対策の推進等を目的とする条例の目的



注) 1つの団体で複数の条例を制定している場合もあり、ここで示している割合は団体数ではなく、のべ
 条例数に占める割合である。

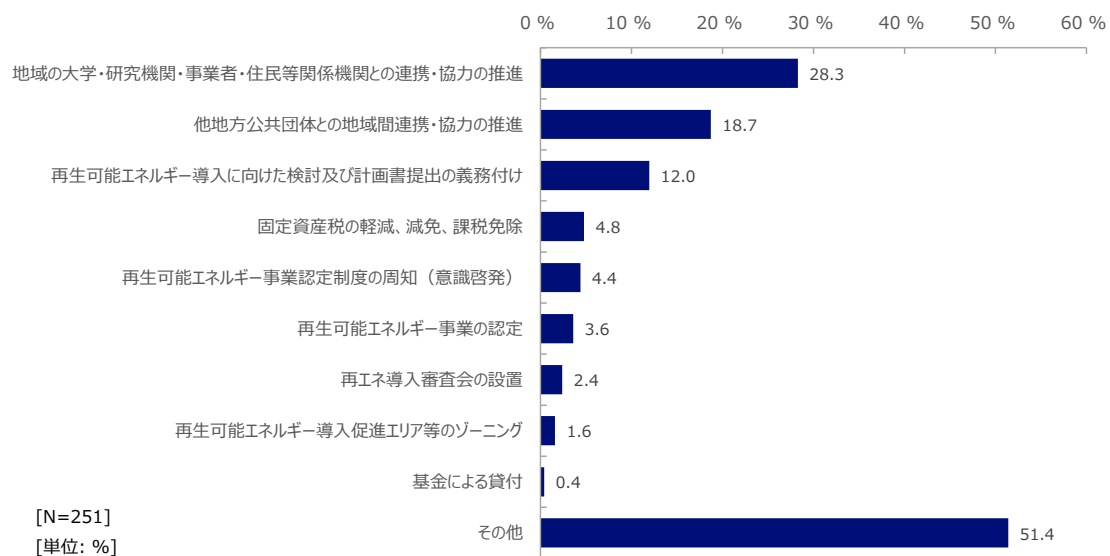
	推 地 進 球 温 暖 化 対 策	推 省 進 エ ネ ル ギ ー の	ギ 再 ー 生 利 可 用 能 の エ 促 ネ 進 ル	ギ 再 ー 生 規 可 制 能 エ ネ ル
比率	85.6	32.2	27.1	13.4

[N=1,014][単位: %]

3) 「再生可能エネルギー利用の促進」を目的とする条例における制定内容 <Q0-3(2)>

「地域の大学・研究機関・事業者・住民等関係機関との連携・協力の推進」(28.3%)が最も高く、次いで「他地方公共団体との地域間連携・協力の推進」(18.7%)、「再生可能エネルギー導入に向けた検討及び計画書提出の義務付け」(12.0%)、「再生可能エネルギー導入促進エリア等のゾーニング」(1.6%)と続く。

図表 19 「再生可能エネルギー利用の促進」を目的とする条例における制定内容



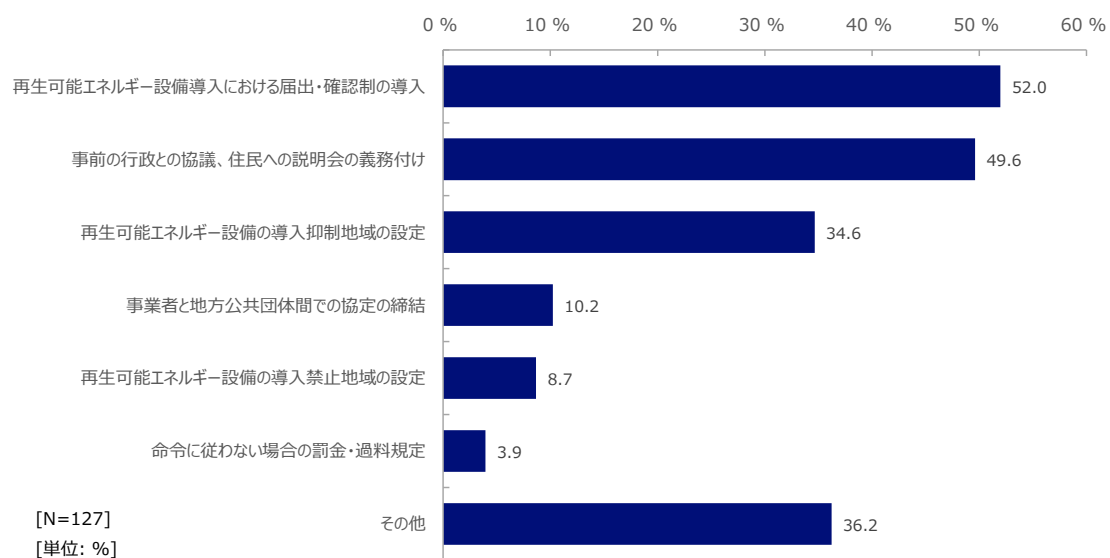
	税 固 免 除 産 税 の 軽 減 、 減 免 、 課	基 金 に よ る 貸 付	エ 再 リ ア 可 等 の エ ー ジ ー ン グ 導 入 促 進	務 け 再 付 た 生 検 討 能 及 エ ー ジ ー ン グ 導 入 促 進	携 他 ・ 地 方 公 共 団 体 と の 地 域 間 連 携	携 者 地 ・ 域 の 協 力 推 進	再 エ ネ 導 入 審 査 会 の 設 置	定 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 事 業 の 認 定	制 再 生 可 能 エ ネ ル ギ ー 事 業 の 周 知 （ 意 識 啓 発 ）	そ の 他	合 計
全体	12	1	4	30	47	71	6	9	11	129	251
比率	4.8	0.4	1.6	12.0	18.7	28.3	2.4	3.6	4.4	51.4	

4) 「再生可能エネルギー利用の規制」を目的とする条例における制定内容、
規制対象エネルギー <Q0-3(3)①>

①制定内容

「再生可能エネルギー設備導入における届出・確認制の導入」(52.0%)が最も高く、次いで「事前の行政との協議、住民への説明会の義務付け」(49.6%)、「再生可能エネルギー設備の導入抑制地域の設定」(34.6%)と続く。

図表 20 「再生可能エネルギー利用の規制」を目的とする条例における
制定内容

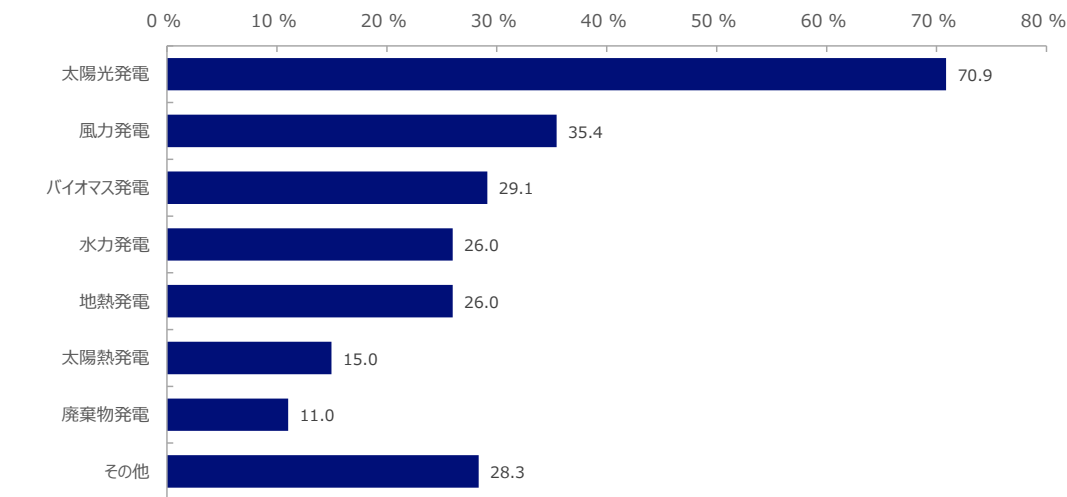


	の再生可能エネルギー設備の導入抑制地域の設定	の再生可能エネルギー設備の導入禁止地域の設定	再生可能エネルギー設備の導入届出・確認制の導入	事業者との協定の締結	事前の行政との説明会の義務付け	命令・過料規定がない場合の罰金	その他	合計
全体	44	11	66	13	63	5	46	127
比率	34.6	8.7	52.0	10.2	49.6	3.9	36.2	

②規制対象とするエネルギー

「太陽光発電」(70.9%)が最も高く、次いで「風力発電」(35.4%)、「バイオマス発電」(29.1%)と続く。

図表 21 「再生可能エネルギー利用の規制」を目的とする条例における対象としているエネルギー



[N=127]

[単位: %]

	太陽光 発電	風力 発電	水力 発電	地熱 発電	バイオマス 発電	廃棄物 発電	太陽熱 発電	その他	合計
全体	90	45	33	33	37	14	19	36	127
比率	70.9	35.4	26.0	26.0	29.1	11.0	15.0	28.3	

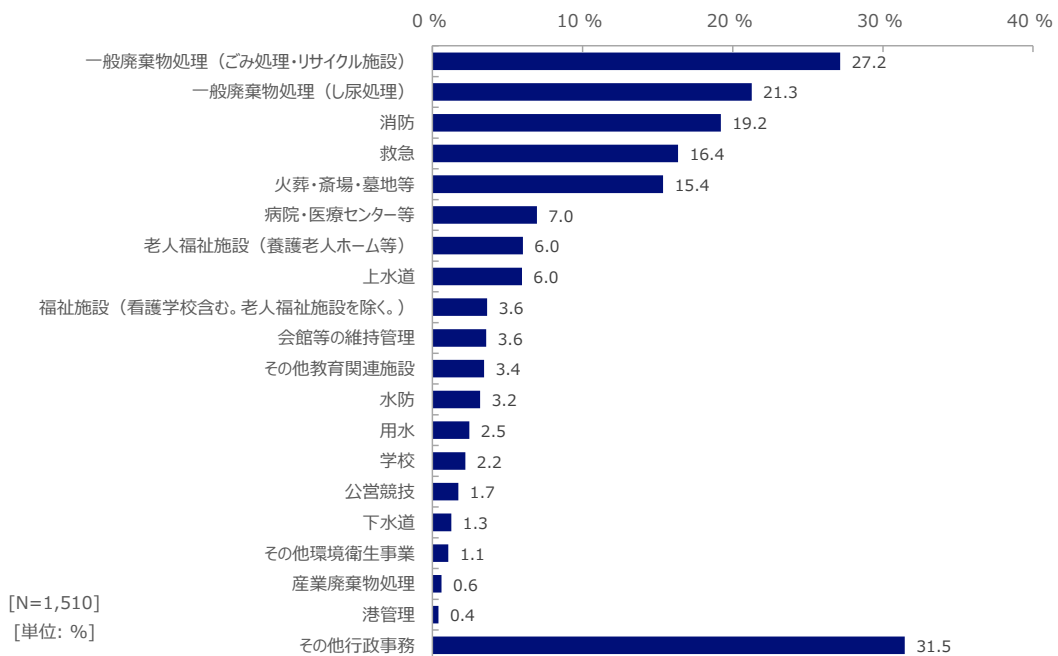
(4) 一部事務組合及び広域連合の事務内容<Q0-4>

1) 団体の事務内容

地方公共団体の組合における“団体の事務内容”は、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」(27.2%)が最も高く、次いで「一般廃棄物処理（し尿処理）」(21.3%)、「消防」(19.2%)と続く。

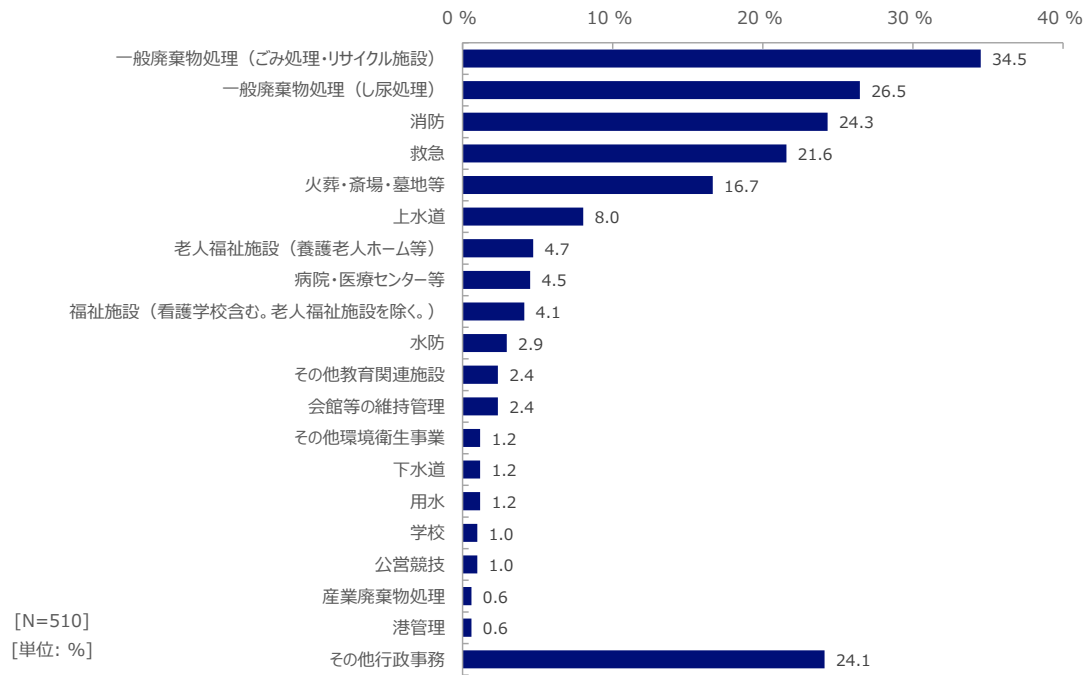
団体の事務内容のうち、“事務事業編の対象としている事務内容”は、「一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）」(34.5%)が最も高く、次いで「一般廃棄物処理（し尿処理）」(26.5%)、「消防」(24.3%)と続く。

図表 22 団体の事務内容



	一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）	一般廃棄物処理（し尿処理）	産業廃棄物処理	火葬・斎場・墓地等	その他環境衛生事業	上水道	下水道	用水	水防	消防	救急	病院・医療センター等	福祉施設（看護学校含む。老人福祉施設を除く。）	老人福祉施設（養護老人ホーム等）	学校	その他教育関連施設	公営競技	港管理	会館等の維持管理	その他行政事務	合計
全体	410	321	9	232	16	90	19	37	48	290	247	105	55	91	33	52	26	6	54	475	1,510
比率	27.2	21.3	0.6	15.4	1.1	6.0	1.3	2.5	3.2	19.2	16.4	7.0	3.6	6.0	2.2	3.4	1.7	0.4	3.6	31.5	

図表 23 事務事業編の対象としている事務内容

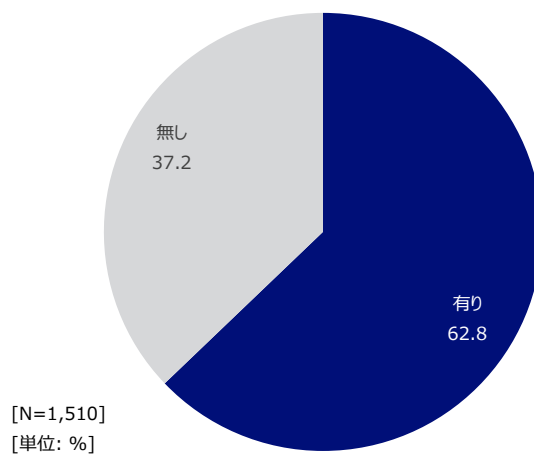


	一般廃棄物処理（ごみ処理・リサイクル施設）	一般廃棄物処理（し尿処理）	産業廃棄物処理	火葬・斎場・墓地等	その他環境衛生事業	上水道	下水道	用水	水防	消防	救急	病院・医療センター等	福祉施設（看護学校含む。老人福祉施設を除く。）	老人福祉施設（養護老人ホーム等）	学校	その他教育関連施設	公営競技	港管理	会館等の維持管理	その他行政事務	合計
全体	176	135	3	85	6	41	6	6	15	124	110	23	21	24	5	12	5	3	12	123	510
比率	34.5	26.5	0.6	16.7	1.2	8.0	1.2	1.2	2.9	24.3	21.6	4.5	4.1	4.7	1.0	2.4	1.0	0.6	2.4	24.1	

2) 団体が活動量を把握している施設の有無

地方公共団体の組合のうち、活動量を把握している施設がある団体は 62.8% である。

図表 24 団体が活動量を把握している施設の有無



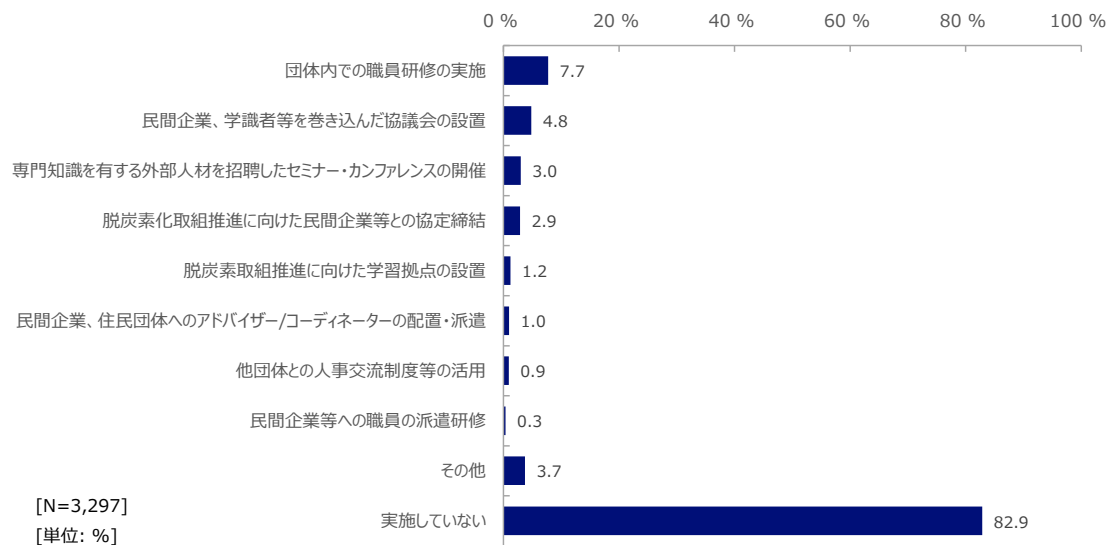
	有 り	無 し	合 計
全体	949	561	1,510
比率 (%)	62.8	37.2	

（５）脱炭素の人材確保・育成に向けた取組 <Q0-5>

１）脱炭素化取組推進に向けた人材育成 <Q0-5(1)>

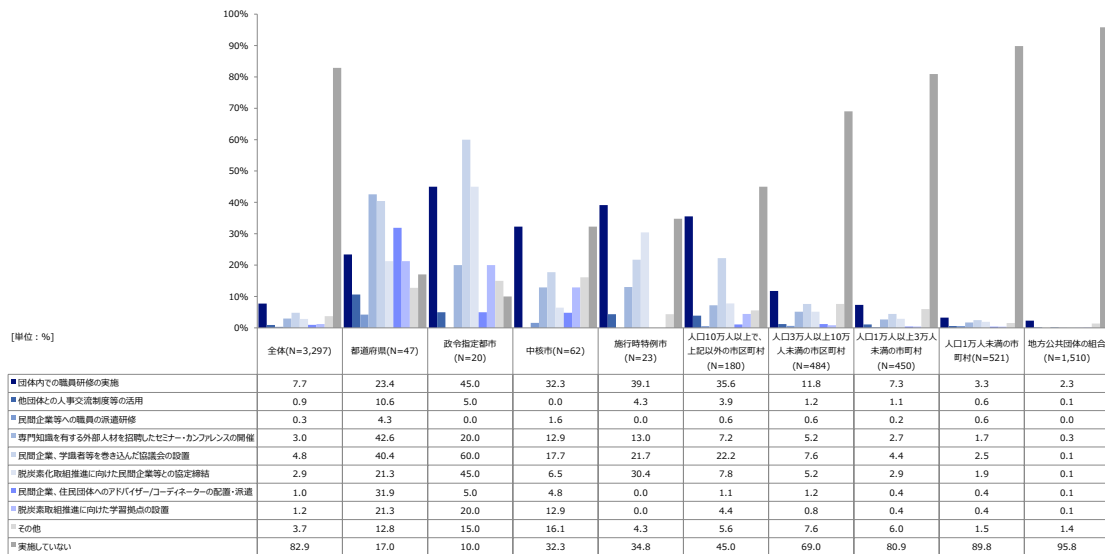
「団体内での職員研修の実施」(7.7%)が最も高く、次いで「民間企業、学識者等を巻き込んだ協議会の設置」(4.8%)、「専門知識を有する外部人材を招聘したセミナー・カンファレンスの開催」(3.0%)と続く。

図表 25 脱炭素化取組推進に向けた人材育成の取組状況



	団体内での職員研修の実施	他団体との人事交流制度等の活用	民間企業等への職員の派遣研修	専門知識を有する外部人材を招聘したセミナー・カンファレンスの開催	民間企業、学識者等を巻き込んだ協議会の設置	脱炭素化取組推進に向けた民間企業等との協定締結	民間企業、住民団体へのアドバイザー/コーディネーターの配置・派遣	脱炭素取組推進に向けた学習拠点の設置	その他	実施していない	合計
全体	255	30	11	98	159	94	32	40	123	2,732	3,297
比率	7.7	0.9	0.3	3.0	4.8	2.9	1.0	1.2	3.7	82.9	

図表 26 脱炭素化取組推進に向けた人材育成の取組状況【団体区分別】

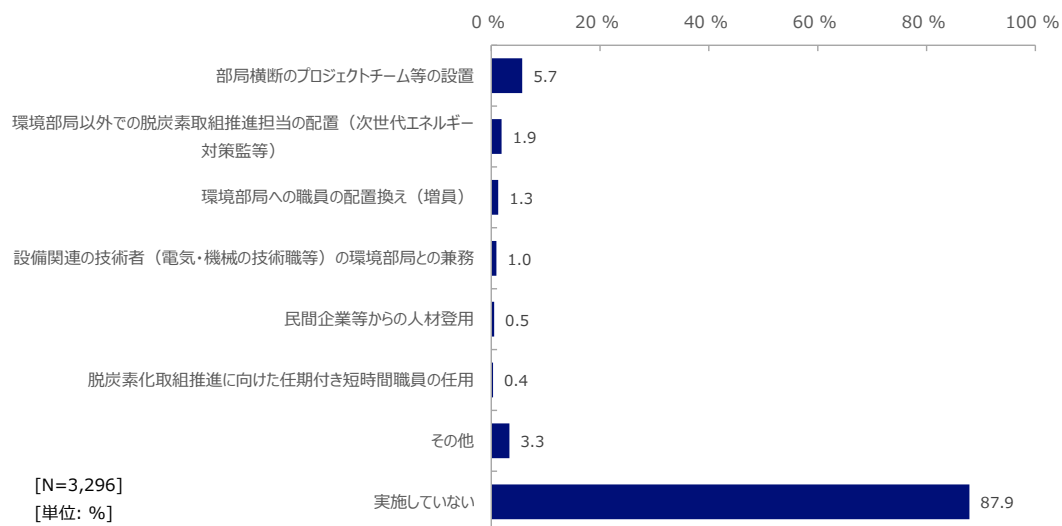


		施 団 体 内 で の 職 員 研 修 の 実	等 他 団 体 と の 人 事 交 流 制 度	道 民 研 究 所 等 の 派	材 を 招 聘 し た セ ミ ナ ー ・ カ ン フ ア レ ン ス の 開 催	専 門 知 識 を 有 す る 外 部 人	き 込 ん だ 協 議 会 の 設 置	民 間 企 業 、 学 識 者 等 を 巻	結 た 民 間 企 業 等 と の 協 定 締	脱 炭 素 化 取 組 推 進 に 向 け	ア ド バ イ ザ ー の 配 置 ・ コ ー デ イ	民 間 企 業 、 住 民 団 体 へ の 配 置 ・ コ ー デ イ	脱 炭 素 取 組 推 進 に 向 け た 学 習 拠 点 の 設 置	そ の 他	実 施 し て い な い	合 計
回答数	全体	255	30	11	98	159	94	32	40	123	2,732	3,297				
	都道府県	11	5	2	20	19	10	15	10	6	8	47				
	政令指定都市	9	1	0	4	12	9	1	4	3	2	20				
	中核市	20	0	1	8	11	4	3	8	10	20	62				
	施行時特例市	9	1	0	3	5	7	0	0	1	8	23				
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	64	7	1	13	40	14	2	8	10	81	180				
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	57	6	3	25	37	25	6	4	37	334	484				
	人口1万人以上3万人未満の市町村	33	5	1	12	20	13	2	2	27	364	450				
	人口1万人未満の市町村	17	3	3	9	13	10	2	2	8	468	521				
地方公共団体の組合	35	2	0	4	2	2	1	2	21	1,447	1,510					
比率（%）	全体(N=3,297)	7.7	0.9	0.3	3.0	4.8	2.9	1.0	1.2	3.7	82.9					
	都道府県(N=47)	23.4	10.6	4.3	42.6	40.4	21.3	31.9	21.3	12.8	17.0					
	政令指定都市(N=20)	45.0	5.0	0.0	20.0	60.0	45.0	5.0	20.0	15.0	10.0					
	中核市(N=62)	32.3	0.0	1.6	12.9	17.7	6.5	4.8	12.9	16.1	32.3					
	施行時特例市(N=23)	39.1	4.3	0.0	13.0	21.7	30.4	0.0	0.0	4.3	34.8					
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	35.6	3.9	0.6	7.2	22.2	7.8	1.1	4.4	5.6	45.0					
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	11.8	1.2	0.6	5.2	7.6	5.2	1.2	0.8	7.6	69.0					
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=450)	7.3	1.1	0.2	2.7	4.4	2.9	0.4	0.4	6.0	80.9					
	人口1万人未満の市町村(N=521)	3.3	0.6	0.6	1.7	2.5	1.9	0.4	0.4	1.5	89.8					
地方公共団体の組合(N=1,510)	2.3	0.1	0.0	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1	1.4	95.8						

2) 団体内での推進体制の工夫 <Q0-5(2)>

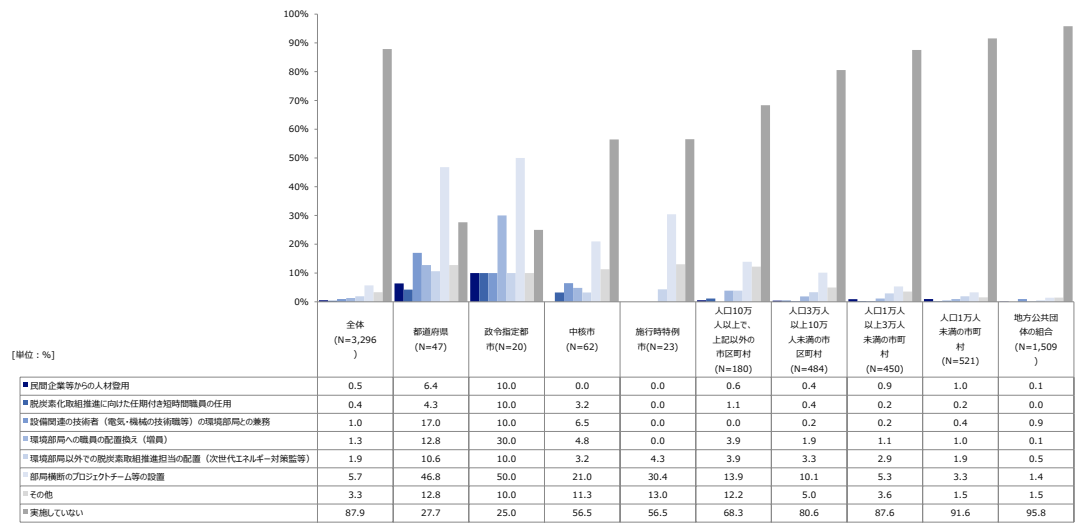
「部局横断のプロジェクトチーム等の設置」(5.7%)が最も高く、次いで「環境部局以外での脱炭素取組推進担当の配置（次世代エネルギー対策監等）」(1.9%)、「環境部局への職員の配置換え（増員）」(1.3%)と続く。

図表 27 団体内での推進体制の工夫



	民間企業等からの人材登用	脱炭素化取組推進に向けた任期付き短時間職員の任用	設備関連の技術者（電気・機械の技術職等）の環境部局との兼務	環境部局への職員の配置換え（増員）	環境部局以外での脱炭素取組推進担当の配置（次世代エネルギー対策監等）	部局横断のプロジェクトチーム等の設置	その他	実施していない	合計
全体	18	12	32	43	63	188	110	2,896	3,296
比率	0.5	0.4	1.0	1.3	1.9	5.7	3.3	87.9	

図表 28 団体内での推進体制の工夫【団体区分別】



		民間企業等からの人材登用の人	脱炭素化取組推進に向けた任期付き短時間職員の任用	設備関連の技術者（電気・機械の技術職等）の環境部局との兼務	環境部局への職員の配置換え（増員）	環境部局以外での脱炭素取組推進担当の配置（次世代エネルギー対策監等）	部局横断のプロジェクトチーム等の設置	その他	実施していない	合計
回答数	全体	18	12	32	43	63	188	110	2,896	3,296
	都道府県	3	2	8	6	5	22	6	13	47
	政令指定都市	2	2	2	6	2	10	2	5	20
	中核市	0	2	4	3	2	13	7	35	62
	施行時特例市	0	0	0	0	1	7	3	13	23
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	2	0	7	7	25	22	123	180
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	2	1	9	16	49	24	390	484
	人口1万人以上3万人未満の市区町村	4	1	1	5	13	24	16	394	450
	人口1万人未満の市区町村	5	1	2	5	10	17	8	477	521
	地方公共団体の組合	1	0	14	2	7	21	22	1,446	1,509
	全体(N=3,296)	0.5	0.4	1.0	1.3	1.9	5.7	3.3	87.9	
比率（％）	都道府県(N=47)	6.4	4.3	17.0	12.8	10.6	46.8	12.8	27.7	
	政令指定都市(N=20)	10.0	10.0	10.0	30.0	10.0	50.0	10.0	25.0	
	中核市(N=62)	0.0	3.2	6.5	4.8	3.2	21.0	11.3	56.5	
	施行時特例市(N=23)	0.0	0.0	0.0	0.0	4.3	30.4	13.0	56.5	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=180)	0.6	1.1	0.0	3.9	3.9	13.9	12.2	68.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=484)	0.4	0.4	0.2	1.9	3.3	10.1	5.0	80.6	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=450)	0.9	0.2	0.2	1.1	2.9	5.3	3.6	87.6	
	人口1万人未満の市区町村(N=521)	1.0	0.2	0.4	1.0	1.9	3.3	1.5	91.6	
	地方公共団体の組合(N=1,509)	0.1	0.0	0.9	0.1	0.5	1.4	1.5	95.8	